

食中毒が発生しました

本日、坂井健康福祉センターは、坂井市内にある下記の施設を食中毒の原因施設と断定し、この施設に対し営業停止を命じました。

食中毒事件の概要については、以下のとおりです。

1 探知

令和6年4月8日（月）午前11時30分頃、坂井市内の医療機関から坂井健康福祉センターに「4月5日（金）に当該施設で会食した2名が、4月7日（日）の夕方から発熱、下痢、嘔吐等を発症し、本日8日（月）に受診した。」との通報がありました。

2 調査結果

以下のことから、坂井健康福祉センターは本件を当該施設が調理提供した食事を原因とする食中毒と断定しました。

- 令和6年4月5日（金）に原因施設が調理提供した食事を喫食した13名中6名が腹痛、嘔吐、下痢等の症状を呈しており、その発症状況が類似していました。
- 有症者間で感染症を疑う事象は確認されず、有症者の共通する行動は、原因施設が調理提供した食事の喫食のみでした。
- 有症者および調理従事者の検便からノロウイルスが検出されました。
- 医師から食中毒患者等届出票の提出がありました。

患者	発症日時	令和6年4月7日（日）午前10時頃
	症状	腹痛、下痢、嘔気
	患者数	男性 5名（10～40歳代）、女性 1名（40歳代） 症状は快方に向かっています。
原因食品	令和6年4月5日（金）に原因施設が調理提供した食事	
原因物質	ノロウイルス	
原因施設	所在地	坂井市丸岡町上安田5-45-3
	屋号	中華料理聚縁（ちゅうかりょうりしゅうえん）
	営業者	張 瑩鈺（ちょう けいきょく）
	営業の種類	飲食店営業
行政処分等	坂井健康福祉センターは、食品衛生法に基づき、飲食店営業について本日から4月11日までの2日間、停止処分とし、原因の究明、管理運営基準の適合状況の確認、施設の清掃状況の確認、衛生教育等を実施する。	
検査状況	県衛生環境 研究センター	摂食者便 : 4検体（うち4検体ノロウイルス検出） 調理従事者便 : 4検体（うち4検体ノロウイルス検出）

3 本県における食中毒発生状況（令和6年4月10日現在 今回の事件を含む）

			本年	昨年	昨年
			(1月1日～4月10日)	同期状況	(1月1日～12月31日)
福井県		事件数	3件	8件	20件
		患者数	44名	27名	68名
内訳	福井県 (福井市除く)	事件数	2件	4件	10件
		患者数	23名	23名	32名
	福井市	事件数	1件	4件	10件
		患者数	21名	4名	36名

4 報道機関へのお願い

ノロウイルスによる食中毒を予防するために、別添の「ノロウイルス食中毒を予防するために」について、県民のみなさまへの注意喚起をお願いします。